

鹿角市告示第 9 0 号

鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（令和 1 6 年鹿角市規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、鹿角市肉用牛担い手育成施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

鹿角市長 関 厚

記

指定管理者の管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称及び事務所の所在地	指定の期間
鹿角市かづの牛生産育成施設	秋田県畜産農業協同組合 秋田市中通六丁目 7 番 9 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで (5 年)